

別表1 施設利用料金

(1) 道場施設

区分				利用料金の額					
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
道場	専用利用	空手道・古武道の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	7,440円	7,440円	14,880円	2,040円	
				一般・学生	9,080円	9,080円	18,160円	2,490円	
				高齢者	7,440円	7,440円	14,880円	2,040円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額					
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	12,350円	12,350円	24,700円	3,390円	
				営利を目的とする場合	51,150円	51,150円	102,300円	14,060円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額						
	備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該基準額の2分の1の額とする。								
	共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券（11枚）	900円			
		一般・学生	1人1回につき	160円	回数券（11枚）	1,600円			
高齢者		1人1回につき	90円	回数券（11枚）	900円				
鍛錬室	専用利用	1時間につき 410円							
	共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券（11枚）	900円			
		一般・学生	1人1回につき	160円	回数券（11枚）	1,600円			
		高齢者	1人1回につき	90円	回数券（11枚）	900円			
研修室	専用利用	1室1時間につき 430円							
	共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券（11枚）	900円			
		一般・学生	1人1回につき	160円	回数券（11枚）	1,600円			
		高齢者	1人1回につき	90円	回数券（11枚）	900円			
控室	1室1時間につき 90円								
会議室	1時間につき 180円								
シャワールーム	1回につき 100円								

(2) その他施設

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
専用利用	屋外鍛錬場	1,690円	1,690円	3,380円	470円
	特別道場前庭	810円	810円	1,620円	230円
	特別道場	1日につき 32,400円			
	特別道場	1日につき 48,600円			

別表2 附属設備利用料金

(1) 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	320円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	110円
音響器具	スピーカー	1式	1,080円
	コンデンサーマイク	1本	540円
	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円
	ダイナミックマイク	1本	110円
	ビデオテープレコーダー	1台	320円
	DVDプレーヤー	1台	540円
	CD、MDプレーヤー	各1台	320円
照明器具	ボーダーライト	1列	320円
	サスペンションライト	1列	540円
	ライトボタン	1式	540円
	センターライトボタン	1式	1,280円
その他	液晶プロジェクター	1台	540円
	オーバーヘッドカメラ	1台	540円
	スクリーン	1台	110円
	空手マット	一式	1,080円
	電光得点表示器	一式	540円
	空手武具	1式1日につき	50円
	展示用パネル	1台	50円

	長机	1台	50円
	椅子	1脚	10円

備考 附属設備利用料金の額（空手武具の利用料金の額を除く。）は、4時間ごとの額とする。

(2) 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
道場	1時間につき	2,700円
鍛錬室	1時間につき	320円
研修室	1室1時間につき	320円
控室	1室1時間につき	110円
会議室	1時間につき	110円

備考

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

別表3 撮影者利用料金

区分	利用料金の額（1日につき）
業として写真を撮影する場合	430円
業として映画を撮影する場合	9,740円

別表4 観覧料

区分	観覧料の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	100円	80円
高校生及び大学生	210円	170円
一般	310円	250円

備考

- 1 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 「高校生及び大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、「小学生及び中学生」及び「高校生及び大学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体に観覧する場合をいう。
- 5 小学校就学の始期に達するまでの者からは観覧料を徴収しない。